

病気の治療と仕事の両立支援に関する自主点検（回答は、別紙の回答票をご返信ください。）

2022.9.

点 検 事 項	回 答 事 項
1 事業場について	ア 本社 ・ イ 本社以外
(1) 業種	ア.製造業・イ.建設業・ウ.運輸交通業・エ.貨物取扱業・オ.農林業・カ.畜産 水産業・キ.商業 ク.金融 広告業・ケ.映画 演劇業・コ.通信業・サ.教育 研究業・シ.保健衛生業・ス.接客娯楽業 セ.清掃 と畜業・ソ.その他（ ）
(2) 規模（事業場の労働者数）	ア 300人～1,000人未満 ・ イ 1,000人～3,000人未満 ・ ウ 3,000人～10,000人未満 エ 10,000人以上 ・ オ 300人未満
2 概ね3年以内の（病気の治療により勤務調整が必要な）両立支援対象者の有無	・概ね3年以内に、がん・脳血管疾患・肝疾患・心疾患・糖尿病・メンタル不調・不妊治療、その他の難病など「反復・継続して治療が必要となる病気」の治療により、退職・休職・復職・労働時間短縮等の勤務内容の調整が必要な労働者の有無。 ア 有 ・ イ 無
3 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（以下「両立支援ガイドライン」と言います。）を知っていますか。	ア 知らない ・ イ 知っている 「両立支援ガイドライン」は平成28年2月に、がん・脳卒中など病気の治療が必要な労働者が仕事によって病気を増悪させることがないよう事業場において適切な就業上の措置を行いつつ治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組方法をまとめて公表したものです。
4 両立支援体制の有無、体制の内容について	ア 有 ・ イ 無
(1) 両立支援への取組は、ありますか。	・取組んでいない場合の理由 ア 両立支援制度を知らなかった イ 今後、取り組むべきことと考えている ウ 実施に向けた取り組み方法がわからない エ 実施体制、実施方法について、経営トップ・衛生委員会の合意が得られない オ 担当者が見つからない カ 経費がかかる キ その他（理由： ）
(2) (1)で「無」と回答の場合、その理由をご回答ください。また、以下4の(3)以降の回答の必要はありません（複数回答可）。	

4(1)で「両立支援への取組」が「有」と回答の場合、以下についてご回答ください。

(3) 有の場合は、両立支援の対象としている病気を、ご回答ください(複数回答可)。	・対象とする病気 ア がん・イ 脳血管疾患・ウ 肝疾患・エ 心疾患・オ 難病・カ 糖尿病・キ メンタル不調・ ク 不妊治療・ケ その他 _____ コ 限定していない 両立支援ガイドラインでは、対象とする病気を、がん・脳血管疾患・肝疾患・心疾患・糖尿病・メンタル不調・不妊治療、その他の難病など、「反復・継続して治療が必要となる病気全般」としています。
---	--

(8) 情報の共有	(連携様式の整備) ア 事前に整備している ・ イ 一部整備に着手しており、整備を進めている ウ これから整備を進める ・ エ 特段、整備していない ・ オ その他_____	
「両立支援ガイドライン」に掲載している様式例集をご存じですか。	(様式例集) ア 知っている ・ イ 知らない 主治医に対して業務内容等を提示するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための医療機関との連携様式の整備しておくことが望めます。 「両立支援ガイドライン」では、参考資料として、関係者間の円滑な情報共有のための様式例集に加えて、平成30年3月「企業・医療機関連携マニュアル」を作成（令和3年3月改訂）しました。	
(9) 具体的な両立支援の内容について、あなたの事業場で、導入（または検討）している両立支援制度は、どのようなものですか。	【休暇制度】	ア 時間（半日）単位の年次有給休暇 ・ イ 傷病休暇・病気休暇 ・ ウ 無
	【勤務制度】	ア 短時間勤務制度 ・ イ 在宅勤務（テレワーク） ・ ウ 時差出勤制度 エ フレックスタイム ・ オ 試し出勤制度 ・ カ 無
	【その他】	ア（ ） ・ イ 無
(10) あなたの会社内で、両立支援に関して、発信している情報に、どのようなものがありますか。	・ 社内での情報発信の有無 自社の両立支援内容 ア 有 ・ イ 無 相談窓口（事業場外資源も含む） ア 有 ・ イ 無 傷病手当金 ア 有 ・ イ 無 その他 ア（ ） ・ イ 無	
(11) 両立支援制度整備計画について （両立支援プラン／職場復帰支援プラン） ・ 両立支援制度整備計画を、知っていますか。	ア 知らない イ 知っている ウ 既に作成している 個別事例の特性に応じた配慮 両立支援制度整備計画については、症状や治療方法などは個人ごとに大きく異なるため、個人ごとにするべき対応やその時期等は異なるものであり、個別事例の特性に応じた配慮が必要となります。	両立支援制度整備計画の作成・実施の流れ 労働者が事業者へ申出 労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供します。それを参考にして、主治医が、現時点の就業の可否、望ましい就業上の措置や配慮事項について意見書を作成し、これを労働者が事業者に提出することになります。（意見書の情報が足りない場合は、労働者本人の同意を得た上で、産業医や産業保健スタッフ、人事労務担当者などが、主治医から追加で必要な情報を得ることも可能です。） 事業者が産業医等の意見を聴取 産業医がいる場合、主治医と産業医の情報連携が非常に重要になります。（産業医、産業保健スタッフがいない場合は、事業者が主治医からの情報で判断することとなります。） 事業者が就業上の措置等を決定・実施 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者本人の意見も十分聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業転換等）、治療への配慮（通院時間の確保等）の内容を決定し、実施します。

(12) 両立支援に関して問題点と考えられるものは、どのようなものですか(複数回答可)。	・両立支援に関する問題点 ア 今後進めていく上で、取り組み方法がわからない イ 実施体制、実施方法について、経営トップ、衛生委員会の合意が得られない ウ 担当者が見つからない エ 経費がかかる オ その他(理由: _____)
治療と仕事の両立支援関係資料については、右記記載のホームページをご覧ください。	東京労働局ホームページ > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 衛生関係 15 治療と仕事の両立支援 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/122068.html ●両立支援のためのガイドライン・・・厚生労働省 HP ヘリンクします 項目 17.「病気の治療と仕事の両立支援に関する自主点検」PDF 版 項目 18.「病気の治療と仕事の両立支援に関する自主点検回答票」Excel 版(mail 用) 厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 施策情報・安全衛生 > 施策紹介 > 分野別情報・治療と仕事の両立 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html 職場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン(全体版)令和4年3月改訂版 参考資料(ガイドライン内) ・様式例集 勤務状況を主治医に提供する際の様式例/治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例/職場復帰の可否について主治医の意見を求める際の様式例/両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成例/ ・治療と仕事の両立に関する支援制度・機関 ・留意事項 がんに関する留意事項/脳卒中に関する留意事項/肝疾患に関する留意事項/難病に関する留意事項/心疾患に関する留意事項/糖尿病に関する留意事項 参考資料(ガイドライン別冊) ・企業 医療機関連携マニュアル 企業 医療機関連携マニュアル(全体版)令和3年3月改訂版 ・企業 医療機関連携マニュアル(解説編) 事例編】がん/脳卒中/肝疾患/難病/心疾患/糖尿病/ 東京労働局ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 治療と仕事の両立支援 (経営トップの基本方針を募集しています。) ご応募をお待ちしています。 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00253.html

